

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 政策総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

規 則

- 規則第28号 宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則
 (人事課) … 2
- 規則第29号 行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則
 (人事課) … 2
- 規則第33号 宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則
 (消防総務課) … 2

訓 令 甲

- 訓令甲第8号 行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令
 (人事課) … 2

公 告

- 公告第29号 農用地利用集積計画の縦覧…… (農林茶業課) … 3
- 公告第32号 道路の位置の指定の変更（一部廃止）
 (建築指導課) … 3

規 則

宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年4月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第28号

宇治市事務分掌規則の一部を改正する規則

宇治市事務分掌規則（昭和58年宇治市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「に主幹」を「に担当室長、主幹」に改める。

第5条第3項中「、参事」を「、参事、担当室長」に改め、同条第5項中「、室長」を「、室長、担当室長」に改める。

別表第2危機管理室の部中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 特別定額給付金に関すること。

別表第2産業地域振興部の部産業振興課成長支援係の項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 宇治市事業者おうえん給付金に関すること。

別表第2福祉子ども部の部子ども福祉課児童給付係の項に次の1号を加える。

(9) 子育て世帯への臨時特別給付金に関すること。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。

(揭示済)

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則を、ここに公布する。

令和2年4月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第29号

行政組織の変更に伴う関係規則の整理に関する規則

(宇治市職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 宇治市職員の管理職手当に関する規則（昭和59年宇治市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「参事」を「担当室長、参事」に改める。

(宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成19年宇治市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7級の項第2号中「産業戦略参事」を「担当室長、産業戦略参事」に改める。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年6月26日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第33号

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年宇治市規則第59号）の一部を

次のように改正する。

本則の表中「165,150円を」を「166,950円を」に、「165,150円を」を「166,950円」に、「70,790円を」を「72,990円」に、「82,580円を」を「83,480円を」に、「82,580円を」を「83,480円」に、「35,400円を」を「36,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和2年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

訓 令 甲

宇治市訓令甲第8号

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令を、次のとおり定める。

令和2年4月30日

宇治市長 山本 正

行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(宇治市職員の職務名に関する規程の一部改正)

第1条 宇治市職員の職務名に関する規程（昭和44年宇治市訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中第29号を第30号とし、第8号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 担当室長

(宇治市事務決裁規程の一部改正)

第2条 宇治市事務決裁規程（昭和58年宇治市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「及び」を「、事務分掌規則第4条第2項に規定する担当室長及び」に改める。

別表第2危機管理室に関する事項の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 特別定額給付金の支給（支出負担行為を含む。）の決定をすること。		○				
-------------------------------------	--	---	--	--	--	--

別表第2産業地域振興部産業振興課に関する事項の項中第22号を第23号とし、第13号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 宇治市事業者おうえん給付金の支給（支出負担行為を含む。）の決定をすること。				○		
--------------------------------------------	--	--	--	---	--	--

別表第2福祉子ども部子ども福祉課に関する事項の項中第24号を第25号とし、第19号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 子育て世帯への臨時特別給付金の支給（支出負担行為を含む。）の決定をすること。				○		
---------------------------------------------	--	--	--	---	--	--

(特定の職にある者の掌理する事務を定める規程の一部改正)

第3条 特定の職にある者の掌理する事務を定める規程（平成17年宇治市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、担当部長」を「、担当部長、担当室長」に改める。

別表中

「 を

危機管理室主幹	(1) 危機管理に関すること。
危機管理室主幹	(2) 防災計画に関すること。

」

「 に改め

危機管理室担当室長	危機管理に関すること。
危機管理室主幹	(1) 危機管理に関すること。
危機管理室主幹	(2) 防災計画に関すること。
危機管理室主幹	(3) 特別定額給付金に関する
危機管理室主幹	こと。

」

る。

附 則

この訓令は、令和2年5月1日から施行する。

(揭示済)

公 告

宇治市公告第29号

農用地利用集積計画の縦覧について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

令和2年6月16日

宇治市長 山本 正

- 1 縦覧に供する農用地利用集積計画
令和2年度第8号
令和2年度第9号
- 2 関係書類の縦覧期間
令和2年6月16日以後、常時備え置くこととします。
- 3 関係書類の縦覧場所
宇治市産業地域振興部農林茶業課

(揭示済)

宇治市公告第32号

道路の位置の指定の変更（一部廃止）について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定の変更（一部廃止）を次のとおり行いました。

令和2年6月26日

宇治市長 山本 正

変更指定番号	変更指定年月日	変更（一部廃止）した土地の地名及び地番	変更（一部廃止）した道路の延長及び幅員
第587-2号	令和2年6月9日	宇治市木幡平尾29番1の一部、29番22の一部、29番29の一部、宇治市木幡御蔵山50番1の一部、50番2、50番5の一部、50番6の一部、50番7の一部	延長：264.9m 幅員：5.0m 4.0m

